1、個人向け信託について

わが国において「信託」は、2001 年の J-REIT 発足や 84 年ぶりの信託法改正を受けて、一部の方々に周知されるようになりましたが、「投資信託」というイメージが先行している面も否めません。不動産投資等をその事業の一環とする法人や、日常より投資を行っている個人投資家には知られていますが、それ以外の一般個人にはあまりなじみのないイメージを持たれています。

信託の発展国であるアメリカやイギリスでは個人向けの信託の活用が発達しています。

本来、「信託」とは、人と人の信頼を軸に成立するものであり、そのために信託会社は厳正な審査を経ることにより信託業の担い手として、様々な機能を有することとなります。

ファースト信託㈱は、信託の社会性・公益性を十分に発揮し、高齢化社会に貢献すべく、あらゆる信託の可能性を追求し、普及しようと考えています。

2、信託を事業承継に活用する

まずは、こんな時はありませんでしょうか。

・ 経営している会社を親族以外に継がせたい。
[対処法⇒信託契約において受益者（次期後継者）を指定する。]
・ 自分の次はまず弟に会社を継がせ、弟が死んだら弟の子供ではなく自分の子供に継がせたい。
[対処法⇒受益者連続型信託（後継ぎ遺贈型信託）を活用する。]
・ 妻や娘には配当金だけを渡し、経営権は弟に渡したい。
[対処法⇒配当受領権と議決権に係る権利（指図権）を分割する。]
・ リタイアしたらこの人を後継者に指定したいが、リタイアする前に万一の事があった場合が心配だ。
[対処法⇒遺言代用信託を活用する。]

その他にもそれぞれのオーナー様の事情に応じたスキームの展開が可能です。

さまざまな事情により事業承継を考えている経営者の皆様においては、「信託」を活用することで、確実に・スムーズに・柔軟に事業を承継することができます。

弊社ＨＰに事業承継に信託を活用する場合の簡単な例を掲載しましたので、ＨＰに足を運んでいただきたいと思います。

また、より詳しく知りたいとお考えの方は、弊社までご連絡下さい。

ご意見・ご感想をお待ちしております。

担当：吉村

ファースト信託株式会社
〒550-0011
大阪市西区阿波座一丁目６－１３
カーニープレイス本町１０階
ＴＥＬ　：０６－６５３３－７２５２
ＦＡＸ　：０６－６５３３－７２５１
ＵＲＬ　：http://www.firstshintaku.co.jp/
ＭＡＩＬ：yoshimura@firstshintaku.co.jp